

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年8月18日
事業者の氏名又は名称	池田興業株式会社(法人番号9290801005094)(代表者 池田聡)
事業者の所在地	福岡県北九州市門司区大里本町2丁目2-5
営業所の名称	四国支店営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市南吉田町1731番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、同条第4項
違反行為の概要	令和7年9月19日に、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び1日当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。